

土屋ケアカレッジ 重度訪問介護従業者養成研修 統合課程 学則

(事業所の名称・所在地)

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

株式会社 土屋

岡山県井原市井原町 192 番地 2 久安セントラルビル 2 階

(目的)

第2条 地域で在宅生活を営まれる重度障害者、特に医療的ケアを必要とする方々に対して、適切なケアサービスを提供できるよう、現場に即した知識並びに技術の習得を目的とする。

(実施課程および形式)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

重度訪問介護従業者養成研修 統合課程

(研修事業の名称)

第4条 研修名称は、次の通りとする。

土屋ケアカレッジ重度訪問介護従業者養成研修 統合課程

(受講対象者)

第5条 受講対象者は次のものとする

茨城県または近郊在住、在勤で通学可能なもの

(研修参加費用)

第6条 研修参加費用は次のとおりとする

1 受講料 30,000円（税込み、テキスト代含む）

2 納付方法 一括納入

3 納付期限 受講開始日前日まで

(研修期間)

第7条 令和7年4月2日～令和8年5月24日（別紙1参照）

(受講定員)

第8条 20名

(使用教材)

第9条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

喀痰吸引等研修テキスト 全国自立生活センター協議会

(研修カリキュラム)

第10条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第11条 前条の研修を行うために使用する講義および演習会場は、次のとおりとする。

講義・演習：土屋ケアカレッジ水戸教室（茨城県水戸市桜川1丁目5-15

アーバンエンタープライズ都市ビル6階C号室）

実習：土屋ケアカレッジ水戸教室（茨城県水戸市桜川1丁目5-15

アーバンエンタープライズ都市ビル6階C号室）

ホームケア土屋 茨城（利用者居宅）
ホームケア土屋 習志野（利用者居宅）
ホームケア土屋 栃木（利用者居宅）
ホームケア土屋 大宮（利用者居宅）
ホームケア土屋 高崎（利用者居宅）
土屋ケアカレッジ大宮教室（埼玉県さいたま市大宮区大成町3丁目513番地
セブンビル401）
土屋ケアカレッジ千葉教室（千葉県千葉市中央区富士見2-10-6
ピーアイ千葉富士見ビル8階A室）

（担当講師）

第12条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

（科目の免除）

第13条 科目の免除は行わない。

（修了の認定）

第14条

- 1 修了の認定は、第10条に定めるカリキュラムを履修し、修了評価試験において90点以上（100点を満点とする）のものに対して行う。なお修了試験において90点に満たなかったものについては必要に応じて再試験を実施する。
- 2 2日目までの受講態度及び演習、実習の技術によって、講師が重度訪問介護従業者として適切と認める場合にのみ、現場同行の実習を受けることができる。現場同行実習を受講できない者については失格とする。

（不適切と判断された場合の取扱い）

失格者本人に不適切な旨を理由と共に伝え、現場同行を受けられない旨を理解いただいた上、失格とする。

（研修欠席者の扱い）

第15条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。

（補講の取り扱い）

第16条

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他の日程に行われる当法人の研修に参加し補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。

補講料金は無料とする。

（受講の取り消し）

第17条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- 1 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- 2 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。
- 3 重度訪問介護従業者として適性に欠ける者
- 4 反社会的勢力またはその関係者と認められる者。

（修了証明書の交付）

第18条

修了を認定されたものには、当法人において修了証明書および修了証明書（携帯用）を交付

する。

(修了者管理の方法)

第19条 修了者管理については、次により行う。

1 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、茨城県が指定した様式に基づき知事に報告する。

2 修了証明書の紛失などがあった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。再発行にかかる手数料については、2,000 円+発送費用を修了者の負担とする。

(研修事業執行担当部署)

第20条 本研修事業は、株式会社土屋教育研修部門にて執行する。

(その他留意事項)

第21条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

1 研修の受講に際して、研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出などにより行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。

①運転免許証の提示②健康保険証の提示③パスポートの提示④在留カードなどの提示
⑤住民基本台帳カードの提示

2 研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：株式会社土屋 土屋ケアカレッジ運営事務局 苦情担当窓口
電話 050-3138-2024

3 事業実施により知りえた受講者などの個人情報のみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。

4 講師または受講生について、他法人が経営する事業所、施設への勧誘行為等を禁止する。

(施行細則)

第22条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は令和7年5月1日から施行する。

(附則)

この学則は令和7年9月25日から施行する。

別紙 1

【研修日程】

(第1回)	令和7年4月2日	～	令和7年4月3日	令和7年6月1日迄
(第2回)	令和7年4月9日	～	令和7年4月10日	令和7年6月8日迄
(第3回)	令和7年4月16日	～	令和7年4月17日	令和7年6月15日迄
(第4回)	令和7年4月23日	～	令和7年4月14日	令和7年6月22日迄
(第5回)	令和7年4月30日	～	令和7年5月1日	令和7年6月29日迄
(第6回)	令和7年5月7日	～	令和7年5月8日	令和7年7月6日迄
(第7回)	令和7年5月14日	～	令和7年5月15日	令和7年7月13日迄
(第8回)	令和7年5月21日	～	令和7年5月22日	令和7年7月20日迄
(第9回)	令和7年5月28日	～	令和7年5月29日	令和7年7月27日迄
(第10回)	令和7年6月4日	～	令和7年6月5日	令和7年8月3日迄
(第11回)	令和7年6月11日	～	令和7年6月12日	令和7年8月10日迄
(第12回)	令和7年6月18日	～	令和7年6月19日	令和7年8月17日迄
(第13回)	令和7年6月25日	～	令和7年6月26日	令和7年8月24日迄
(第14回)	令和7年7月2日	～	令和7年7月3日	令和7年9月1日迄
(第15回)	令和7年7月9日	～	令和7年7月10日	令和7年9月8日迄
(第16回)	令和7年7月16日	～	令和7年7月17日	令和7年9月15日迄
(第17回)	令和7年7月23日	～	令和7年7月24日	令和7年9月22日迄
(第18回)	令和7年7月30日	～	令和7年7月31日	令和7年9月29日迄
(第19回)	令和7年8月6日	～	令和7年8月7日	令和7年10月5日迄
(第20回)	令和7年8月20日	～	令和7年8月21日	令和7年10月19日迄
(第21回)	令和7年8月27日	～	令和7年8月28日	令和7年10月26日迄
(第22回)	令和7年9月3日	～	令和7年9月4日	令和7年11月2日迄
(第23回)	令和7年9月10日	～	令和7年9月11日	令和7年11月9日迄
(第24回)	令和7年9月17日	～	令和7年9月18日	令和7年11月16日迄
(第25回)	令和7年9月24日	～	令和7年9月25日	令和7年11月23日迄
(第26回)	令和7年10月1日	～	令和7年10月2日	令和7年11月30日迄
(第27回)	令和7年10月8日	～	令和7年10月9日	令和7年12月7日迄
(第28回)	令和7年10月15日	～	令和7年10月16日	令和7年12月14日迄
(第29回)	令和7年10月22日	～	令和7年10月23日	令和7年12月21日迄
(第30回)	令和7年10月29日	～	令和7年10月30日	令和7年12月28日迄
(第31回)	令和7年11月5日	～	令和7年11月6日	令和8年1月4日迄
(第32回)	令和7年11月12日	～	令和7年11月13日	令和8年1月11日迄
(第33回)	令和7年11月19日	～	令和7年11月20日	令和8年1月18日迄
(第34回)	令和7年11月26日	～	令和7年11月27日	令和8年1月25日迄
(第35回)	令和7年12月3日	～	令和7年12月4日	令和8年2月2日迄
(第36回)	令和7年12月10日	～	令和7年12月11日	令和8年2月9日迄
(第37回)	令和7年12月17日	～	令和7年12月18日	令和8年2月16日迄
(第38回)	令和7年12月24日	～	令和7年12月25日	令和8年2月23日迄
(第39回)	令和8年1月7日	～	令和8年1月8日	令和8年3月6日迄
(第40回)	令和8年1月14日	～	令和8年1月15日	令和8年3月13日迄
(第41回)	令和8年1月21日	～	令和8年1月22日	令和8年3月20日迄
(第42回)	令和8年1月28日	～	令和8年1月29日	令和8年3月27日迄
(第43回)	令和8年2月4日	～	令和8年2月5日	令和8年4月3日迄
(第44回)	令和8年2月11日	～	令和8年2月12日	令和8年4月10日迄

(第 45 回)	令和 8 年 2 月 18 日	～	令和 8 年 2 月 19 日	令和 8 年 4 月 17 日迄
(第 46 回)	令和 8 年 2 月 25 日	～	令和 8 年 2 月 26 日	令和 8 年 4 月 24 日迄
(第 47 回)	令和 8 年 3 月 4 日	～	令和 8 年 3 月 5 日	令和 8 年 5 月 3 日迄
(第 48 回)	令和 8 年 3 月 11 日	～	令和 8 年 3 月 12 日	令和 8 年 5 月 10 日迄
(第 49 回)	令和 8 年 3 月 18 日	～	令和 8 年 3 月 19 日	令和 8 年 5 月 17 日迄
(第 50 回)	令和 8 年 3 月 25 日	～	令和 8 年 3 月 26 日	令和 8 年 5 月 24 日迄

*研修日程 3 日目は各回の 1 日目受講日から 2 ヶ月以内の日とする。

*募集期間に関しては令和 7 年 1 月に募集開始し、各回開始日前日に募集を締め切る。

研修実施計画書（兼）カリキュラム表

課程： 重度訪問介護（統合）課程 研修名称： 土屋ケアカレッジ重度訪問介護従事者
養成研修 統合課程

講師番号		科目名	時間	備考
		オリエンテーション	9:00～9：30	オンライン
講義	1	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	9:30～11:30	オンライン
	2	基礎的な介護技術に関する講義	11:40～12:40	
	3	コミュニケーションの技術に関する講義	13:30～15:30	
	4	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	15:40～17:10	オンライン
			9:00～10:30	対面授業
5	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	17:20～18:50	オンライン	
		10:35～12:05	対面授業	
計			11	
演習	1	喀痰吸引等に関する演習	12:10～13:10	対面演習
計			1	
実習	1	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	14:00～15:30	対面実習
			15:40～17:10	
	2	外出時の介護技術に関する実習	17:20～19:20	
	3	筆記試験	19:20～19:50	
4	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	実習先の都合 (3.5h)		
計			8.5	
合計時間数（オリエンテーションを除く）			20.5	

講 師 担 当 科 目 一 覧 表

左の科目の担当経験の有無				
講師氏名	担当科目	前回研修時の 担当経験の有 無(※1)	それ以外の担 当経験の有無 (※2)	備 考
宮本 武尊	講義1・2・3 実習1・2・3	有 無	年 月	
吉岡 理恵	講義1・2・3 実習1・2・3	有 無	年 月	
細井 俊一	講義1・2・3 実習1・2・3	有 無	年 月	
越前谷 美也子	講義1・2・3 実習1・2・3	有 無	年 月	
飯野 雅実	実習1・2・3	有 無	年 月	
伊藤 辰也	講義1・2・3 実習1・2・3	有 無	年 月	
児玉 夏樹	実習1・2・3	有 無	年 月	
中原 しのぶ	講義1・2・3	有 無	年 月	
魯山 香織	講義1・2・3	有 無	年 月	
加納 康行	講義1・2・3	有 無	年 月	
香山 里美	講義4・5演習1	有 無	年 月	
細野 愛子	講義4・5演習1	有 無	年 月	
佐藤 麻衣	講義4・5演習1	有 無	年 月	
齋藤 みさを	講義4・5演習1	有 無	年 月	
長谷川 信子	講義4・5演習1	有 無	年 月	
嶺岸 聖子	講義4・5演習1	有 無	年 月	
井出 聡子	講義4・5演習1	有 無	年 月	

長藤 成真	講義4・5演習1	有	無	年 月	
-------	----------	---	---	-----	--

- (注) 1 (※1) の欄は、当該講師が今回の担当科目を前回研修時にも担当していた場合には「有」を、
そうでない場合には「無」を○で囲むこと。
- 2 (※2) の欄は、前回の研修では担当していなかったが、それ以前に担当したことがある場合に、
担当していた研修の開始年月日を記入すること。
- 3 今回の研修で初めて講師を担当する者については、履歴書及び資格証の写しを添付すること。